

主な論点(案)及び検討の方向性(案)について

※ 前回までの検討会において出された主な意見等を事務局において整理し、追記・修正したもの。

検討に当たっての主な論点（案）

- 1 理容師・美容師の養成のあり方に関する基本的な考え方について
- 2 養成施設における教科課程について
 - (1)教科課程の内容及び範囲のあり方等
 - (2)通信課程の取扱い 等
- 3 理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しやすくするための養成課程のあり方について
 - (1)理容、美容の共通課目等の取扱い
 - (2)実務経験を考慮した実習や選択必修課目の取扱い
 - (3)修業期間 等
- 4 国家試験の内容等について
 - (1)養成課程の見直しに対応した見直し
 - (2)必修課目と試験課目との関係
 - (3)理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しようとする場合における理容、美容に共通する部分の取扱い 等
- 5 その他

1 理容師・美容師の養成のあり方に関する基本的な考え方について

(検討の方向性)

- 高度化かつ多様化する顧客ニーズに応えられる人材を育成することを目的として、養成のあり方を検討することを基本的な考え方とする。

2 養成施設における教科課程について

(1)教科課程の内容及び範囲のあり方等

①各必修課目の必要性、内容、必要時間（単位数）の検討

○理容師・美容師として業務を行うために必要な知識・技能を修得する観点から、
現行の教育内容、時間配分等は妥当か。

②実習の内容、必要時間（単位数）の検討

○学科の時間数と実習の時間数とのバランスをどう考えるか。

(主な意見)

- 「保健」において、人体の構造を学ぶ必要があるか検討が必要。
- 「保健」では、皮膚付属器官に特化するだけでなく、事故につながるおそれのある血管や神経も学ぶ必要があるのではないか。
- 中学・高校で学んだような「物理・化学」を、改めて養成校で学ぶ必要があるのか。物理は要らないのではないか。香粧品化学の部分に特化させればよいのではないか。
- 「運営管理」の教科書は共通化されており、「理容・美容文化論」についても教科書は別になっているが実質的に共通化できているのではないか。
- 「理容文化論」と「美容文化論」は共通化してもよいと思うが、異なる部分については、「技術理論」の中で補足的な内容を入れるなどの検討が必要ではないか。
- 「関係法規・制度」の中で生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律も学ぶ必要があるのではないか。

続く

2 養成施設における教科課程について

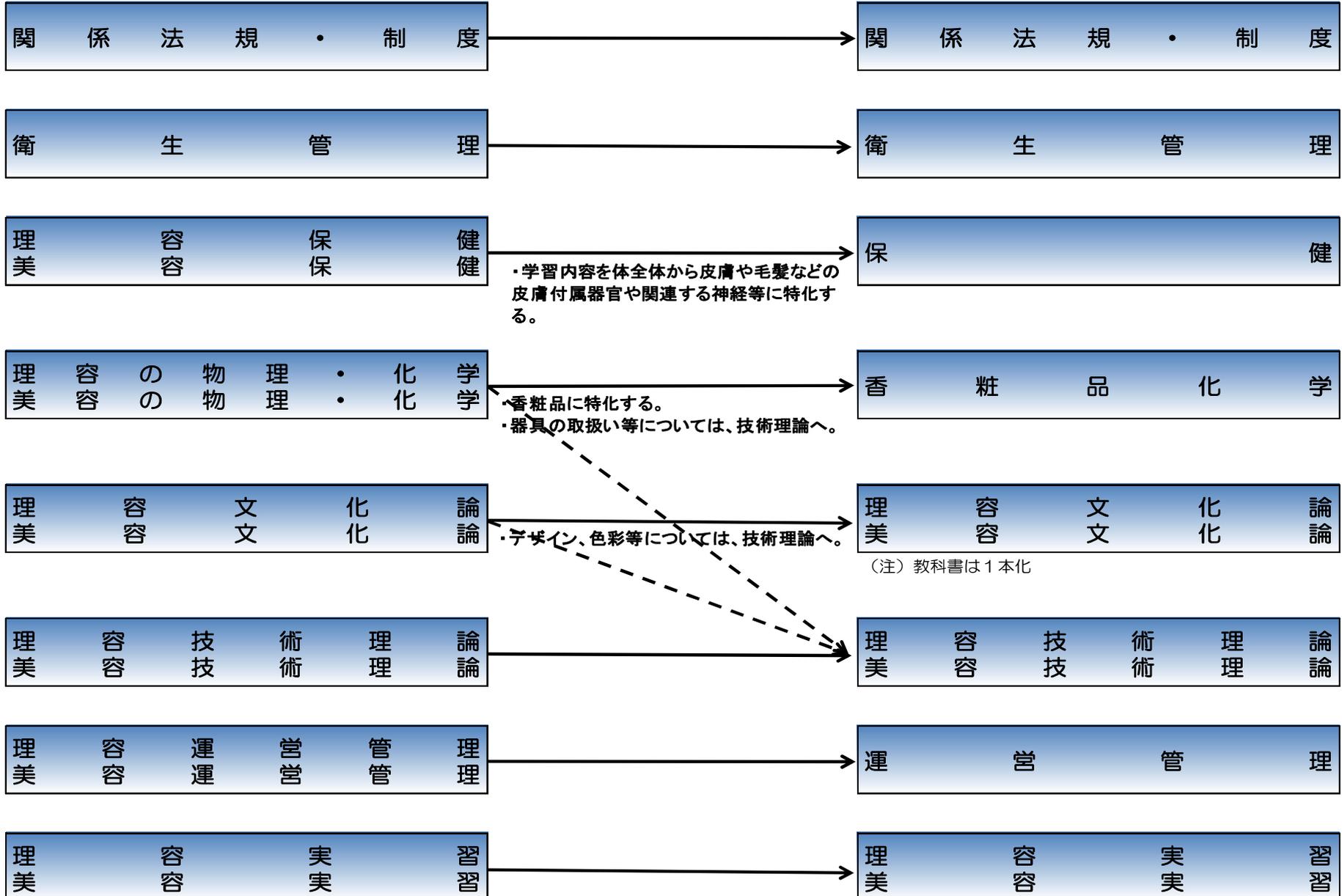
(検討の方向性)

- 全体を通じて、理美容業に特化した内容の重点化を図っていく方向で検討する。
具体的には、次頁に示したような方向で課目の再編を検討していく。
- テキストの記述を分かりやすくし、内容を定期的に見直す。

教科課目の変更（案）

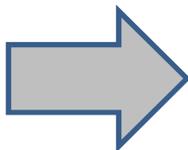
現 行

変 更 後



履修内容の見直しにより想定される教科書のページ数（案）

課 目（現行）	ページ数
理容・美容保健	224
理容・美容物理・化学	283
理容・美容文化論	208
理容・美容運営管理	194
理容技術理論	386
美容技術理論	408



課 目（見直し後）	ページ数（増減）	備 考
保健	159 (▲ 65)	
香粧品化学	168 (▲115)	
文化論	182 (▲26)	
運営管理	122 (▲72)	
理容技術理論	399 (+13)	
美容技術理論	421 (+13)	

2 養成施設における教科課程について

(1)教科課程の内容及び範囲のあり方等

③選択必修課目のあり方の検討

○選択必修課目の名称、課目例に示された内容は妥当か。

(課目例)

一般教養 日本語、外国語、保健体育、情報技術、社会福祉、芸術、日本文化

専門教育 イテック技術、カウンセリング、食品保健・栄養理論、モード理論、総合技術、メイクアップ[°](美容)

○内容について、各養成施設における独自性を尊重しつつも、一定の枠組み等(例えば時間配分や重点課目など)を示す必要はないか。

○必修課目の時間数と選択必修課目の時間数とのバランスや設定内容は妥当か。

(主な意見)

- 選択必修課目の名称は紛らわしいので、選択課目という名称に見直してはどうか。
- 選択必修課目のうち「一般教養」は必要なく、「専門教育」についても「実習」に組み入れることができるのではないか。
- 課目例を示すのではなく、選択課目として各学校が社会のニーズを捉えた教育を取り入れられる工夫ができる「600時間」としてはどうか。
- 国家試験に合格するだけでなく、社会の中で役に立つことができる豊かな人格を育成することも必要。
- 社会の変化への対応については、選択必修課目の中で取り入れることが可能。
- 新しい知識や技術だけでなく、常識や知性を身に付けてほしい。

続く

2 養成施設における教科課程について

（検討の方向性）

- 「選択必修課目」の名称を「選択課目」に変更する。
- 一般教養については、幅広い教養を身に着けるのではなく、接客等教養を高める内容に重点化する方向で検討する。
- 各養成施設における独自性は尊重しつつ、技術・実践（専門教育）を重視する方向で検討する。

2 養成施設における教科課程について

(1)教科課程の内容及び範囲のあり方等

④編入を容易化するためのカリキュラムのあり方の検討

○例えば、1年次、2年次のカリキュラムを設定することについてどう考えるか。

(主な意見)

- 1年次に教える課目と2年次に教える課目にバラツキが大きいことが編入を阻害している。バラツキを解消すべきではないか。
- 必修課目については、1年次と2年次に教える内容の共通化を図るため、ガイドラインを示すべきではないか。
- 必修課目の年次ごとの共通化を図る際は、必修課目では基本的なことを確実に学び、選択課目では技術の修得に結びつくことを学べるよう養成課程の見直し内容を踏まえて検討すべきではないか。
- 理容師・美容師の使命については、教育の出発点として示すべきではないか。

(検討の方向性)

- 必修課目の各年次ごとの履修内容の取扱いについては、養成課程の見直し内容や各養成施設での実態を把握し、ガイドラインを示すこととしてはどうか。

2 養成施設における教科課程について

(2) 通信課程の取扱い

(主な意見)

- 昼夜間課程での整理と整合する形で取扱いを整理すればいいのではないか。
- 理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持つ者がもう一方の資格を取る場合、通信課程を受けることが想定される。

(検討の方向性)

- 昼夜間課程と整合する形で履修時間等を整理し、課題を整理することとしてはどうか。

3 理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が 他方の資格を取得しやすくするための養成課程のあり方について

(1) 理容、美容の共通課目等の取扱い

- 現行制度では、「関係法規・制度」「衛生管理」「保健」「物理・化学」については、履修を免除することができることとされているが、修業期間が2年と定められているため、修業期間の短縮につながっていない。
- 共通課目以外の必修課目で、履修を免除できる余地のある課目（内容）はないか。

(主な意見)

- 養成施設での履修課目と修業期間をできるだけ減らすべき。
- 必修課目のうち現行制度で免除されていない「運営管理」と「文化論」を免除し、「技術理論」と「実習」は残して1年程度で履修できることとしてはどうか。
- 「理容・美容文化論」の教科書はほとんど差が無く実質的に共通化されており、「運営管理」の教科書は既に共通化しているため、これらは免除するのがよいのではないか。
- 実務経験の有無を考慮する必要があるのではないか。
- 一方の資格を持って現役で長い間働く人がもう一方の資格を得るために養成施設で学ぶ時に、免除課目の内容を改めて履修したい人のため、免除されている課目であっても選択できるという余地を残したほうがよいのではないか。
- 技術の進歩に対応する知識についても対応できるような工夫が必要ではないか。

続く

3 理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が 他方の資格を取得しやすくするための養成課程のあり方について

- 一方の資格を持つ者が他方の資格を取る場合、実務経験の有無を考慮する場合の経験年数の設定理由を合理的に説明するのは難しいのではないか。
- 履修を免除する課目については、事前に試験を行って判断する方法もあるのではないか。

（検討の方向性）

- 教科書が共通化されている「運営管理」および教科書は別々だが大きな差異のない「文化論」については、履修を免除する方向で検討してはどうか。
- 「技術理論」については免除の対象としない方向で検討してはどうか。

3 理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が 他方の資格を取得しやすくするための養成課程のあり方について

(2) 実務経験を考慮した実習や選択必修課目の取扱い

- 理容師又は美容師として一定の実務経験を有する者が、他方の資格を取得しようとする場合、実習の必要単位数を軽減することの適否について、どう考えるか。
- 選択必修課目の取扱いについて、どう考えるか。一定時間数の履修を免除することの適否について、どう考えるか。

(主な意見)

- 実務経験者が、一般のこれから学ぶ学生と全く同じ810時間の「実習」全てを履修する必要はなく、一定時間免除することについては検討の余地があるのではないか。
- 実務経験者の「実習」時間をどの程度免除するかについては、理容・美容で共通する部分を考慮して決めるべき。
- 選択必修課目は600時間以上と規定されているが、30時間から60時間もあれば理美容介助サービスや社会福祉の内容を取り入れられるので、600時間も必要ない。
- 実習時間については、600時間、450時間などの時間配分をどうすべきか、通信教育の場合にはどうかといった課題があるので、組合等の意見も聞く必要があるのではないか。
- 既に他方の資格を取得している者との均衡にも配慮すべき。

続く

3 理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が 他方の資格を取得しやすくするための養成課程のあり方について

(検討の方向性)

- 実習については、類似した部分を免除する方向で履修免除の時間について検討する。
- 選択必修科目については、技術の高度化を図る観点から、全部を免除するのではなく、一定程度免除する方向で検討する。その際、必修科目の免除の範囲を踏まえ、具体的な履修免除の時間について検討する。

3 理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が 他方の資格を取得しやすくするための養成課程のあり方について

(3) 修業期間

○(1)、(2)の検討結果を踏まえ、修業期間の短縮を図るべきではないか。

(主な意見)

- 修業期間を短くしなければ、他方の資格取得へのエントリーが増えない。
- 必修課目のうち現行制度で免除されていない「運営管理」と「文化論」を免除し、「技術理論」と「実習」は残して1年で程度で履修できることとしてはどうか。
- 既に一方の資格を持つ人がもう一方の資格を取るための「コース」を設けることを考える必要があるのではないか。

(検討の方向性)

- 履修免除が可能な範囲についての検討結果を踏まえ、修業期間の具体的な短縮期間を整理する。
- 理容師、美容師のいずれかの資格を有する者が、もう片方の資格を取得する場合の通信課程における修業期間については、昼夜間課程における取扱いと整合する形で短縮する方向で検討する。

理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者に対する履修課目免除の考え方（案）

課 目（現行）	時 間 数		履修時間免除の考え方
関係法規・制度	30時間以上	}	480時間免除を基本とする。 ただし、教科課目の再編による時間数の増減を考慮。
衛生管理	90時間以上		
理容・美容保健	120時間以上		
理容・美容物理・化学	90時間以上		
理容・美容文化論	90時間以上		
理容・美容運営管理	60時間以上	}	共通する履修時間（P20）を参考に免除する。 ただし、教科課目の再編による時間数の増減を考慮。
理容・美容技術理論	120時間以上		
理容・美容実習	810時間以上	}	一定時間数の履修を前提としつつ、全体の履修時間数を踏まえ設定する。
選 択 必 修 課 目	600時間以上		
合 計	2010時間以上		1000時間程度を免除

4 国家試験の内容等について

- (1) 養成課程の見直しに対応した見直し
- (2) 必修課目と試験課目との関係
 - 必修課目のうち、試験課目の対象となっていないものの取扱いについて、どう考えるか。
- (3) 理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しようとする場合における理容、美容に共通する部分の取扱い

(主な意見)

- 養成施設で免除する課目の検討とともに、ずっと以前に一方の資格試験に合格していても忘れていたことも考慮して、試験はなるべく免除できるものは免除して、どうしてもこれは譲れないというものとして試験に何を残すかということを検討する必要があるのではないか。
- いずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しようとする場合、学科については試験免除ということもあり得るのではないか。
- 必修課目は、すべて試験問題に入れた方がいいのではないか。

(検討の方向性)

- 見直し後の必修課目となる課目を試験問題の対象範囲に入れることとしてはどうか。
- いずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しようとする場合、学科試験を免除することとしてもよいのではないか。

(参考 1)**課目と教科書の対応関係、教科書共通化の状況**

	課目名	現行教科書名	教科書の取扱い	備考	
必修 課目	関係法規・制度	関係法規・制度	共通化	平成27年度より (理美で違う点については併記)	
	衛生管理	衛生管理	共通化	平成10年度より	
	理容・美容保健	理容・美容保健	共通化	平成10年度より	
	理容・美容の 物理・化学	物理・化学	共通化	平成27年度より	
	理容・美容文化論	理容文化論 美容文化論	別名	日本の理・美容業の歴史 (全200頁中10頁)のみ 部分的な差	
	理容・美容運営管理	運営管理	共通化	平成27年より	
	理容・美容技術理論	理容技術理論1 美容技術理論1	理容技術理論2 美容技術理論2	別名	
		理容技術理論2 美容技術理論2			
理容・美容実習	理容実習1 美容実習1	理容実習2 美容実習2	別名		
	理容実習2 美容実習2				

(参考2)

各教科課目の項目

課目名		理容師養成施設の教科課程の基準の運用について (通知別添) 理容師養成施設における教科課目の内容の基準	美容師養成施設の教科課程の基準の運用について (通知別添) 美容師養成施設における教科課目の内容の基準
必修課目	関係法規・制度	ア 衛生行政 イ 理容師法 ウ その他の関係法規	ア 衛生行政 イ 美容師法 ウ その他の関係法規
	衛生管理	ア 公衆衛生概説 イ 感染症 ウ 環境衛生 エ 衛生管理技術	ア 公衆衛生概説 イ 感染症 ウ 環境衛生 エ 衛生管理技術
	理容・美容保健	ア 人体の構造及び機能 イ 皮膚及び皮膚付属器官の構造及び機能 ウ 皮膚及び皮膚付属器官の保健衛生 エ 皮膚及び皮膚付属器官の疾患	ア 人体の構造及び機能 イ 皮膚及び皮膚付属器官の構造及び機能 ウ 皮膚及び皮膚付属器官の保健衛生 エ 皮膚及び皮膚付属器官の疾患
	理容・美容の物理・化学	ア 理容の物理 イ 化粧品化学	ア 美容の物理 イ 化粧品化学
	理容・美容文化論	ア 理容文化史 イ 理容デザイン ウ 服飾	ア 美容文化史 イ 美容デザイン ウ 服飾
	理容・美容技術理論	ア 器具の取扱い イ 基礎技術 ウ 頭部技術 エ 顔面技術 オ 特殊技術	ア 器具の取扱い イ 基礎技術 ウ 頭部技術 エ 特殊技術 オ 和装技術
	理容・美容運営管理	ア 経営戦略 イ 経営管理 ウ 労務管理 エ 接客法	ア 経営戦略 イ 経営管理 ウ 労務管理 エ 接客法
	理容・美容実習	ア 器具の取扱実習 イ 基礎技術実習 ウ 頭部技術実習 エ 顔面技術実習 オ 特殊技術実習 カ 総合実習	ア 器具の取扱実習 イ 基礎技術実習 ウ 頭部技術実習 エ 特殊技術実習 オ 和装技術実習 カ 総合実習

(参考3) 併設校における「実習」の授業時間数の割り振りについて

単位:時間

項目	A校		B校		C校		D校		E校		F校		計		平均(四捨五入)	
	理容	美容	理容	美容	理容	美容										
シャンプー	40	70	80	80	60	110	206	211	39	30	60	60	485	561	81	94
カラーリング	12	40	40	40	20	20	120	118	6	27	30	60	228	305	38	51
パーマ	60	300	80	150	78	136	98	214	176	273	200	300	692	1,373	115	229
エステ	30	30	20	10	12	8	4	27	0	0	10	0	76	75	13	13
ネイル	6	40	20	20	0	46	28	28	0	0	0	0	54	134	9	22
計	148	480	240	300	170	320	456	598	221	330	300	420	1,535	2,448	256	408
その他	728	396	710	650	646	510	488	346	619	510	510	390	3,701	2,802	617	467
2年間の授業時間数 (810時間以上)	876	876	950	950	816	830	944	944	840	840	810	810	5,236	5,250	873	875

公益社団法人 日本理容美容教育センター調べ

(参考4) 教科課程における課目の種類、単位数、教科書と試験課目

必修課目	単位数 (時間数)	教科書	試験課目	問数
関係法規・制度	1以上 (30以上)	関係法規・制度	関係法規・制度	5
衛生管理	3以上 (90以上)	衛生管理	公衆衛生・環境衛生 感染症 衛生管理技術	5 5 5
理容・美容保健	4以上 (120以上)	理容・美容保健	人体の構造・機能 皮膚科学	5 5
理容・美容の物理・化学	3以上 (90以上)	物理・化学	理容の物理・化学	10
理容・美容文化論	3以上 (90以上)	理容文化論 美容文化論	—	—
理容・美容技術理論	4以上 (120以上)	理容技術理論 美容技術理論	理容理論 美容理論	10
理容・美容運営管理	2以上 (60以上)	運営管理	—	—
理容・美容実習	27以上 (810以上)	理容実習 美容実習	理容実技 美容実技	
小計	47以上 (1,410以上)			
選択必修課目	20以上 (600以上)		—	—
合計	67以上 (2,010以上)			50